仮譲渡契約書

【個人情報取扱いについて】

※犯罪防止活動のために、関係諸機関及び警察に情報を開示する場合がございます。

私、元親○○　○○は、里親予定者××　××様に

本日　20○○年〇月×日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　写真

譲渡予定猫（仮名) ねこちゃん

（ 齢 ）1歳くらい

（種類）MIX

（性別）オス

（毛色）白黒を里親適性試験期間中、仮譲渡いたします。

里親適性試験期間は両者合意のもと、**20○○年〇月×日～20○○年〇月×日**とします。

**１．里親適性試験期間について**

本日より両者合意のもと開始した里親適性試験期間は、里親予定者が里親として相応しいか、譲渡予定猫にとって飼育環境が適するかを元親が判断する「里親適性試験期間(以下お試し期間)」となります。

この期間は最長1ヶ月で、特別なケースは別途期間の相談となります。

お試し期間中、譲渡予定猫は完全に室内で飼育するものとし、ベランダに出すことも禁止します。また正式譲渡後においても、完全室内飼育は誠実に遵守されなければなりません。

**2．所有権について**

ａ．本日の譲渡予定猫の譲渡は「仮譲渡」となり、お試し期間中は「仮譲渡(借り受け)期間」となりますので、譲渡予定猫の所有権は元親にあり、譲渡予定猫の所有権の譲渡は正式譲渡契約をもって行います。

ｂ．お試し期間中、里親予定者はいかなる理由においても、元親の譲渡予定猫返還要求に応じなくてはなりません。

ｃ．譲渡予定猫を第三者に譲渡する権利は、里親予定者にはありません。

**3．譲渡予定猫の返還について**

ａ．本仮譲渡契約書記載内容に対する違反が認められた場合、ならびに動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽(経済面・住宅面・健康面等)、または本仮譲渡契約記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、または住所変更に際し元親への住所変更通知を故意に怠った場合は、その時点で譲渡予定猫は元親に返還することとします。

ｂ．お試し期間中里親予定者は、家族および先住動物と譲渡予定猫との相性に不安を感じた場合、その他里親予定者の自己都合により譲渡予定猫の元親への返還を希望する場合は、譲渡予定猫は元親に返還することができ、元親はこれを拒めないものとします。その場合、交通費など返還にかかる費用はすべて里親予定者負担とします。

ｃ．試験期間終了後、元親の審査により譲渡不成立となることがあります。その場合、譲渡予定猫の返還にかかる費用は双方等分負担とします。

ｄ．正式譲渡後であっても、譲渡時の約束を里親が守っていないと元親が判断した場合は、元親は譲渡猫の返還を請求することができ、里親はそれに応じなくてはなりません。

ｅ．同じく正式譲渡後であっても、里親が動物の飼育者として不適格だと思われた場合、あるいは元親と里親との信頼関係が損なわれた場合には、里親は元親の譲渡猫返還請求に応じなくてはなりません。その場合、譲渡猫の返還にかかる費用はすべて里親負担とします。

**4．飼育放棄(飼えなくなること)について**

ａ．里親予定者は、お試し期間中、いかなる理由(飼養放棄例：結婚、離婚、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、出産、一家離散、家族死亡、本人死亡、自然災害、譲渡猫の問題行動や疾患など)をもってしても、譲渡予定猫の飼育放棄は出来ません。万一譲渡予定猫を飼育できないと感じる事態が起こった場合は、必ず元親に報告する義務を負います。これは正式譲渡後においても同様とします。

ｂ．やむなき事情で譲渡予定猫の飼育が困難になった場合、里親予定者は速やかに譲渡予定猫を元親に返さなければなりません。

ｃ．また、正式譲渡後においても譲渡猫の飼育が困難になった場合は、里親は猫を捨てたり行政処分に持ち込んだりせず、速やかに元親に飼育放棄の意志を伝達し、譲渡猫とその所有権を元親に返還しなければなりません。その場合、次の里親への譲渡成立までにかかる費用は、里親が全て負担するものとします

**5．近況報告及び面会請求について**

ａ．お試し期間中および正式譲渡契約後も、里親予定者は元親からの譲渡予定猫または譲渡猫の写真請求や面会請求に、随時応じなくてはなりません。

ｂ．お試し期間中、最初の1週間は毎日、２週目以降は毎週１回、日々の体重を記載した、写真付きの近況報告をしなければなりません。

ｃ．これにより飼育状況に改善要求が出された場合は、里親予定者は誠意を持って対応し、譲渡猫の飼育にふさわしい環境を整える義務を負います。元親はそのための相談に応じ、また指導する義務があります。

**6、事故等について**

ａ．お試し期間中、過失により譲渡予定猫を逃がしてしまった場合は速やかに元親に連絡し、対策を講じなくてはなりません。場合によってはその法的責任を問われる事があります。

ｂ．お試し期間中、譲渡予定猫を死亡させてしまった場合は、獣医師による死亡診断書を元親に提出しなくてはなりません。また、正式譲渡契約後にあっても、元親が譲渡猫の死亡に不審を感じた場合、元親は里親に獣医師による死亡診断書の提出を求めることができ、里親はこれに応じる義務を負います。お試し期間中および正式譲渡契約後の譲渡予定猫または譲渡猫の死因に不審な点がある場合は、里親予定者または里親は法的にその責任を問われることがあります。

ｃ．お試し期間中の譲渡予定猫による咬傷事故等については、里親予定者が一切の責任を負うものとします。

**7．お試し期間中の健康管理について**

ａ. 里親予定者は各種伝染病予防のため、譲渡予定猫に対して適切な時期にワクチンを接種させなくてはいけません。（別紙に記載）

ｂ. 里親予定者は譲渡予定猫の病気予防に心がけ、万一罹患した場合には速やかに獣医師の適切な診断、及び治療を受けさせなくてはなりません。

**8．お試し期間中、譲渡予定猫の飼育にかかる食費、治療費などを含む全ての費用は里親予定者負担とします。**

**9．所有者の明示について**

里親予定者は、譲渡予定猫が誤って脱走しないよう細心の注意を払わなければなりません。

また、譲渡予定猫は決して放し飼いせず、必ず室内飼育をしなくてはなりません。

**※万が一、脱走してしまった場合は速やかに元親に連絡しなければなりません。**

**10．お試し期間中並びに正式譲渡契約後の飼育に関する衛生基準**

ａ．里親予定者は、譲渡予定猫の飲み水を毎日取り替え、食器は使用の度に洗わなくてはなりません。

ｂ．里親予定者は、猫用トイレ砂を用意し、排泄物を毎日掃除しなくてはなりません。

ｃ．里親予定者は譲渡予定猫が誤って異物を食べてしまわないように、飼育環境は常に清潔に保ち、衛生状態に気を配らなくてはなりません。

**11．本「仮譲渡契約書」について**

ａ．本仮譲渡契約書は２通作成し、里親予定者及び元親がそれぞれ1通を大切に保管します。

ｂ．本仮譲渡契約書の内容に違反する行為が認められた場合には、里親予定者は譲渡予定猫を返還しなければなりません。

ｃ．仮譲渡は里親予定者が譲渡猫を家族として迎えるための里親適正試験です。譲渡猫の業者への転売(里親詐欺)、虐待（飲食の制限、無視などを含む）、繁殖目的など本仮譲渡契約書の主旨に反する行為が若干でも認められた場合、または元親にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、里親予定者は元親の請求に従い、直ちに譲渡猫を返還しなくてはなりません。また、その場合、責任を問われ法的処置を取られても異存はありません。

**12．正式譲渡について**

正式譲渡については別途正式譲渡契約書を作成し、里親予定者およびその世帯主、並びに元親の署名捺印をもって契約することといたします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

　上記について里親予定者はこれを遵守し、譲渡猫の性格・習性を理解するよう努め、里親適性試験期間中、  
譲渡猫を家族の一員として責任を持って飼育する事を誓約いたします。里親予定者およびその家族全員並びに  
元親は上記についてすべて承諾し、両者合意のもと、仮譲渡の契約を結ぶこととします。

**20○○年〇月×日**

元親氏名:　○○○○　　 (印)　　　法人番号　No.

住所：　　　　　　　　　　　　　　　　 携帯番号：

里親氏名:　　　　　　　　　　　　　 (印) 身分証　No.

住　　所：

連 絡 先：　　　　　　　　　　　　　　EMAIL：

緊急連絡先：　　　　　　　　　　氏名:　　　　　　　　　　　　　関係：